

○薬事法上の疑義について〔医薬部外品〕

(昭和四三年五月二九日)

(薬発第五一号)

(厚生省薬務局薬事課長あて島根県厚生部長照会)

島根県下のドライブインにてドリームセットを大阪府下の業者から直接仕入れて、利用者に一五〇円で販売すると称しているが、このことについて、左記のとおり疑義を生じたので貴意を得たく照会します。

記

1 ドリームセット中のコンドームは無料進呈と明記してあるが他の医薬部外品、化粧品との販売と考えてよいか。

2・3 略

(注) ドリームセットは、三製品(医薬部外品、化粧品、「無料進呈」の文字が記載されているコンドーム)で構成されている。

(昭和四三年八月一三日 薬事第一四八号)

(島根県厚生部長あて厚生省薬務局薬事課長回答)

昭和四十三年五月二十九日薬発第五一号をもつて照会のあつた標記の件について、左記のとおり回答する。

記

1 照会事項1について

照会に係るドリームセット中のコンドームは、たとえ「無料進呈」と明記していても、当該ドリームセットを構成する一製品であるので、当該コンドームについても、ドリームセット中の他の製品と同様に販売があるものと認めてさしつかえない。

2・3 略